

『国民年金ハンドブック』令和4年度版

お詫びと訂正

『国民年金ハンドブック』令和4年度版の本文の記述に誤りがありました。
お詫びとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

該当箇所	誤	正
393頁の<平均標準報酬月額 の最低限度額> 上から2～5行目	平均標準報酬月額が <u>68,931円</u> に満たないときは、平均標準報酬月額を <u>68,931円</u> （昭和10年4月1日以前生まれの人の場合は <u>67,609円</u> ，昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人の場合は <u>67,887円</u> ，昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人の場合は <u>68,375円</u> ）とすることになっています。	平均標準報酬月額が <u>70,195円</u> に満たないときは、平均標準報酬月額を <u>70,195円</u> （昭和10年4月1日以前生まれの人の場合は <u>68,849円</u> ，昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人の場合は <u>69,131円</u> ，昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれの人の場合は <u>69,628円</u> ）とすることになっています。
130頁 上から7行目	その年の <u>8月</u> から翌年の <u>7月</u> まで	その年の <u>10月</u> から翌年の <u>9月</u> まで
131頁 上から3行目	そのときから翌年の <u>7月</u> まで	そのときから翌年の <u>9月</u> まで